

平成27年度

# ポリシーブック

「20年後の目指すべき農業の姿」

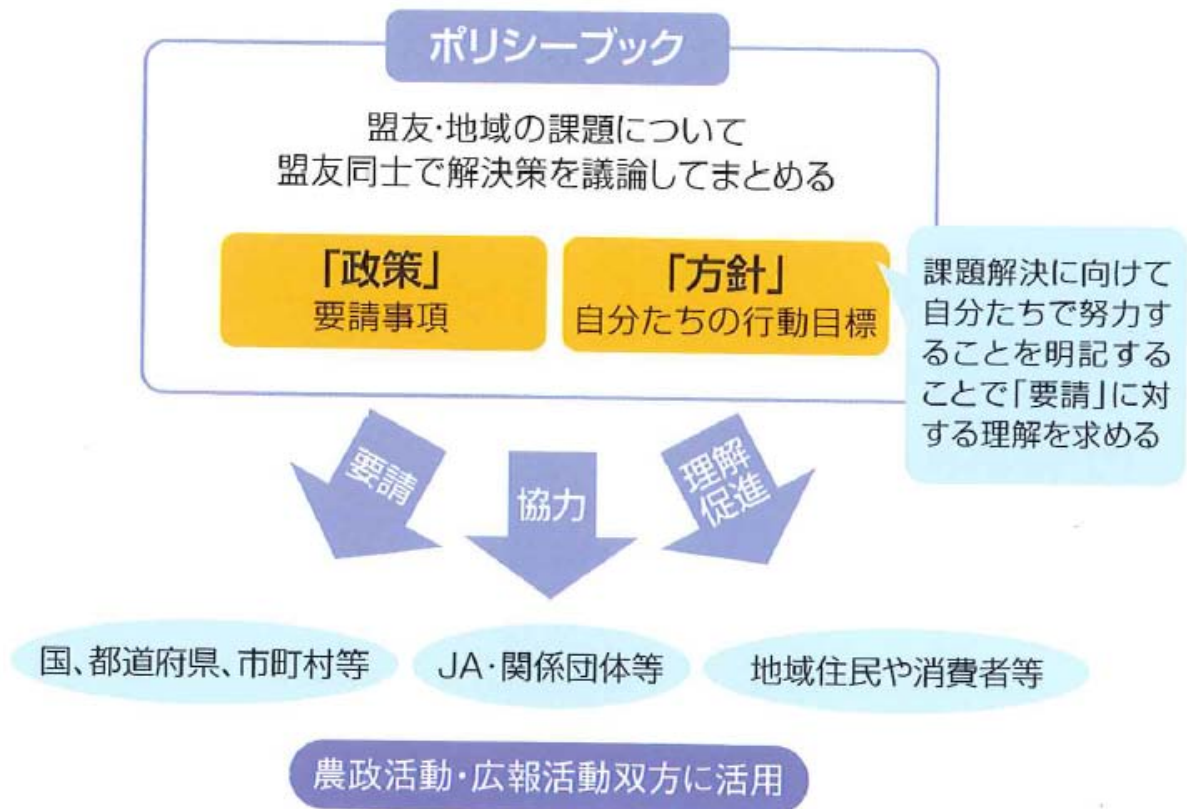
～持続可能な力強い農業の実現に向けて～



神奈川県農協青壮年部協議会

# ポリシーブックとは？

- ポリシーブックを一言で表すと「青年部の政策集」。
- 盟友一人ひとりが営農や地域活動をしていく上で抱えている課題や疑問点について、盟友同士で解決策を検討してとりまとめたもの。
- 政策として要請するだけでなく、まず自分たちで解決に向けて努力し、取り組むことを明記している。
- 「自分たちの行動目標」と「積み上げによる政策要望」の両方を備えたもの。



# 目次

1. 農業政策・税制の実現について	1
2. 農業理解運動について	2
3. 食農教育について	3
4. 農業経営の確立について	4
5. 盟友の加入促進、組織活動の活性化について	5

# 【1. 農業政策・税制の実現について】

## 1. 現状

- ① ・都市農業振興基本法が制定され、政府に対し「都市農業振興基本計画」を定めることが、地方公共団体については政府の基本計画を元に、地方計画を定めることが努力義務として求められた。
  - ・本県農業において税制改正により、相続税は実質増税となり相続時に農地を手放さざるを得ない状況になることが危惧されている。
  - ・固定資産税等の過重な負担が農業経営の継続や農地保全の大きな障害となっている。
- ② ・T P Pは食料自給率の低下、農畜産物価格の低下、農業の多面的機能の喪失等に影響を及ぼすだけでなく、耕作放棄地の増加、新規就農者・後継者の営農継続意欲低下につながる。
  - ・また、T P Pは正確な情報開示や十分な国民的議論がされず、国民はT P Pの内容を十分に理解できる状況にないまま交渉合意に至った。
  - ・農産物については全2,328品目のうち、81%にのぼる1,885品目が関税撤廃となり、さらには、米、麦などの重要5品目（586品目）のうち、約30%にあたる174品目の関税を撤廃することが公表されており、生産者は不安と怒りを抱えている。
  - ・日欧E P A等の農業分野の輸入関税の交渉についても、依然として予断を許さない状況である。
- ③ 中山間地から都市部まで有害鳥獣（シカ、イノシシ、サル、カラス、ハクビシン、タヌキ、アライグマ等）の被害は深刻化しており、被害が増加し、農業経営を圧迫している。

## 2. 個人・青年部として取り組むこと

- ① 都市農業振興のために整備されている法制度等の情報を盟友間で共有し、積極的に活用する。
- ② 研修会等を通じ、税や各種制度に対する知識の習得に努める。また、盟友同士及びJ Aとの情報交換を密に行い、団結して農業を継続していくとともに、農業経営スキルを向上させる。
- ③ T P P等について研修会等で正しい知識を習得するとともに、安全・安心な農畜産物を安定供給し、他団体と連携したP R活動等を通じて消費者に対しT P Pや、地域の農畜産物について理解促進をはかる。
- ④ 網や柵等の設置による自己防衛の強化及び勉強会を通じた有害鳥獣に対する知識向上をはかる。

## 3. 行政等へ要請すること

### ＜国へ要請すること＞

- ① ・都市農業振興基本法に基づき、都市農業を営む農家が安心して農業を継続できるよう「都市農業振興基本計画」を策定すること。

- ・相続税課税方式に係わる遺産取得課税方式への変更は絶対に行わないこと。
  - ・相続税納税猶予制度については、最低限現行制度を堅持すること。また、適用農地が公共地として収用された場合の相続税納税猶予等の継続措置を拡充すること。
- ② ・T P Pの大筋合意された内容について、現場の農家の意見を積極的に取り入れ、息の長い、十分な国内対策を講ずること。

#### <県へ要請すること>

- ① 政府が「都市農業振興基本計画」を策定したのち、県下の都市農業の実情にあった「地方計画」を定めること。また、市町村に対し地方計画を策定するよう積極的に働きかけること。
- ② 行政による防除システムの研究及び駆除の強化、殺処分やトラップに対する規制緩和をはかること。

## 【2. 農業理解運動について】

### 1. 現状

- ① 肥料・農薬散布や農機を使った作業時に近隣住民から苦情（音、臭気、ほこり等）が寄せられることがある。
- ② 災害発生時における避難場所の確保等、農地の多面的機能の発揮は県民から強く求められており、その機能を地域で発揮するための支援が必要である。

### 2. 個人・青年部として取り組むこと

- ① ・地域住民（小・中学生や保護者等）を巻き込んだ食農教育、農業体験等を実施し、コミュニケーションの活発化及び農業理解の一層の促進をはかる。
  - ・事前に近隣に作業（農薬散布、機械使用等）する旨を伝えることや、作業する時間や天候（風向き）など地域の状況に配慮した農作業を行う。また、近隣住民とのコミュニケーションを通じ農作業に対する理解を促す。
- ② 農家が地域にいることのメリットを、地域にかかる様々なイベント等を通して地域住民に伝える。
- ③ 災害時には、自らが所有している農地や機材等を、地域のために積極的に活用する体制を整える。

### 3. 行政等へ要請すること

＜国、県へ要請すること＞

- ① ・農業理解運動（地域住民とのコミュニケーション等）にかかる活動資金の助成措置の充実をはかること。
- ② ・環境保全や防災機能等の農業の持つ多面的機能の発揮について一般消費者への周知をすすめ、農業理解促進をはかること。
  - ・災害時における防災協力農地の県内全域への拡大をはかるとともにルールを明確に整備すること。

## 【3. 食農教育について】

### 1. 現状

地元小学生等を対象にしたバケツ稲栽培等指導や学校給食への食材提供、食農教育活動を各組織の盟友が各地域で行っている。今後も欠食、食べ残し、偏食等を改善するために、「食」と「農」の大切さをより一層広める必要がある。

一方で、近年では子どもたちだけではなく、大学生をはじめ、親世代、祖父母世代にも新たに「農」に触れたいという消費者が増えてきており、継続的に取り組みを行っていく必要があると考えている。

### 2. 個人・青年部として取り組むこと

- ・継続的に食農教育事業（バケツ稲栽培指導、芋掘り体験、プランター野菜作り指導、学校給食への食材提供等）を実施していく。
- ・各地域に合った、より効果的な食農教育実施手法（老若男女参加型食農教育事業等）を検討する。
- ・幅広い消費者に対して、直売所やイベント開催等を通じて「農」に触れ合える場所や機会を積極的・継続的に提供していく。

### 3. 行政等へ要請すること

#### <国、県へ要請すること>

- ・より農業理解を深めるために、小、中学校で食農教育及び農業を生徒保護者に定着化させるような授業計画の策定やそれが実現できる予算措置を行うこと。

#### <県へ要請すること>

- ・県内の公共施設（学校、病院等）への地元農畜産物利用拡大をはかるとともに生産者と公共施設職員との意見交換の場をつくること。
- ・料理教室・体験農場等の開催を通じ消費者と触れ合う機会を作り、地産地消をすすめること。

## 【4. 農業経営の確立について】

### 1. 現状

- ① ・肥料、資材、燃料価格等の高騰および消費税の増税により経費負担が大きい。
  - ・大型量販店や輸入農畜産物等の増加により農畜産物価格が不安定である。
  - ・大規模な自然災害が発生している。以上のことから、安定した農業経営が行えない状況にある。
- ② 経営規模の拡大にあたり、労働力不足や農業機械化のための資金調達が課題となっている。周知不足により、融資、補助金制度を有効に活用できていない。また、各条件により経営にあった融資・補助金制度が少ない。
- ③ 直売所が県内に増加したことで、消費者に地産地消に対する関心が高まってきている。一方で、店舗の増加や、同じ店舗に兼業農家が品物を供給することが原因となり、直売所全体の農産物の質の低下が引き起こされており、価格競争が激しくなっている。

### 2. 個人・青年部として取り組むこと

- ① ・視察・研修会等を通じて経費削減に向けた取り組みを実施する。
  - ・部員間で販路拡大（受委託販売、インターネット、農商工連携等を利用）に向けた取り組みを展開する。
  - ・農業所得向上に向け、関係機関・団体と連携して販路拡大や6次産業化に取り組む。
  - ・JAの農作業受託事業やボランティア等を積極的に活用する。
  - ・中央会、全農との意見交換を通じて、盟友の現状や意見を伝えていく。
- ② ・研修会等を通じて融資・補助金制度に関する知識を習得するとともに制度を有効活用する。

### 3. 行政等へ要請すること

#### <国、県へ要請すること>

- ① ・低コスト実現に向けた技術開発及び情報提供を行うこと。
  - ・自然災害発生時に、より迅速に柔軟な復興支援を行うこと。また、災害に伴い補助金制度を新たに策定した場合は、県や市に情報提供し、被災者に速やかに伝わるようにすること。
- ② ・より有効に使える融資・補助金制度の拡充をはかること。
  - ・労働力不足の解消及び雇用創出の観点から研修生受入や、「農業」で雇用が生み出せる制度及び雇用に係る経費の助成等仕組み作りを創設すること。

#### <JAへ要請すること>

- ・直売所に農産物を出す際には、明確なルール（規格等）を整理し、チェックの徹底を行うこと。
- ・栽培技術向上に向けた営農指導の充実をはかること。



## 【5. 盟友の加入促進、組織活動の活性化について】

### 1. 現状

後継者不足により盟友数が減少傾向にあるなかで組織の弱体化が懸念されており、部員拡大に向けた新たな取り組みが課題となっている。

### 2. 個人・青年部として取り組むこと

- ・魅力ある活動を行っていくとともに、部員になることのメリットを明確化し、未加入地区を含めた加入の呼びかけを行う。
- ・行政等と連携し、青壮年部の組織活動をPRする。
- ・未加入者とのコミュニケーションがとれる場を設ける。
- ・新規就農者に対し青壮年部員が積極的に交流をはかる。

### 3. JAへ要請すること

- ・各青壮年組織が農業後継者への青壮年部加入の呼びかけを行うに際し、JAが一体となって協力すること。
- ・新規就農者に対する支援の強化及び青壮年部活動への助成措置の拡充をはかること。